

青森県報

号外第四十八号

令和二年
四月一日
(水曜日)

目次

監査委員

- 青森県監査委員監査基準……………(事務局) ……一
- 青森県監査委員事務処務規程……………(同) ……四
- 青森県監査委員事務局の組織等に関する規程……………(同) ……四

監査委員

青森県監査委員告示第二号

地方自治法(平成二十九年法律第五十四号)第九十八条の三第一項に規定する監査基準を同法第九十八条の四第一項の規定により次のとおり定めたので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年四月一日

青森県監査委員	須藤	光昭
青森県監査委員	川嶋	由紀子
青森県監査委員	寺田	達也
青森県監査委員	花田	栄介

青森県監査委員監査基準

第一章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第一条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事

務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、県民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第二条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

一 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

二 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

三 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金や元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること

四 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

五 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること

六 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること

七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

八 内部統制評価報告書審査 長が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑

み、実施するものとする。

(倫理規範)

第三条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第四条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(指導的機能の発揮)

第五条 監査委員は、監査等を実施する過程において、監査等の目的を果たす一環として、監査等の対象組織に対し、必要に応じて是正又は改善を行うよう助言等を行い、指導的機能を発揮するものとする。

(専門性)

第六条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第七条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調査等として作成し、保存するものとする。

第二章 実施基準

(監査計画)

第八条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第九条 監査委員は、監査等(内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第二項並びに第十六条第三項及び第四項において同じ。)の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第十条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第十一条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第十二条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第十三条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第十四条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第三章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第十五条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結

果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第十六条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

一 本基準に準拠している旨

二 監査等の種類

三 監査等の対象

四 監査等の着眼点(評価項目)

五 監査等の実施内容

六 監査等の結果

2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおりに監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおりに監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおりに監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること

四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおりに審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること

五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおりに検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること

六 基金運用審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおりに審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること

七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

八 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること

3 第一項第六号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第十七条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

一 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定

二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

四 決算審査に係る意見の決定

五 基金運用審査に係る意見の決定

六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

七 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第十八条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

一 監査の結果に関する報告の内容

二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第十九条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

青森県監査委員告示第三号

青森県監査委員事務処務規程を次のとおり定めたので、告示する。

令和二年四月一日

青森県監査委員	須藤光昭
青森県監査委員	川嶋由紀子
青森県監査委員	寺田達也
青森県監査委員	花田栄介

青森県監査委員事務処務規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県監査委員に関する条例（昭和二十七年十二月青森県条例第七十六号）第六条の規定に基づき、監査委員の職務の執行に必要事項を定めるものとする。

(代表監査委員)

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の三第一項の規定による代表監査委員の選任は、監査委員の合議による。

2 代表監査委員は、職員の任命その他内部管理に関する事務を処理する。

3 代表監査委員は、あらかじめその職務を代理する監査委員を指定する。

(委員協議会)

第三条 監査委員の職務執行に必要事項を審議するため、委員の協議を行う。

2 協議会は、必要に応じ開催し、代表監査委員が主宰する。

(合議事項)

第四条 地方自治法、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の規定による場合のほか、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(一) 例規に関する事。

(二) 監査方針に関する事。

(三) 監査の実施計画に関する事。

(四) その他監査委員が必要と認める事項に関する事。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県監査委員告示第四号

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程を次のとおり定めたので、告示する。

令和二年四月一日

青森県監査委員	須藤光昭
青森県監査委員	川嶋由紀子
青森県監査委員	寺田達也
青森県監査委員	花田栄介

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県監査委員に関する条例(昭和二十七年十二月青森県条例第七十六号)第六条の規定により青森県監査委員事務局(以下「事務局」という。)の事務を円滑に処理するために必要な組織等について定めるものとする。

(組織)

第二条 事務局に次の課を置く。

第一課

第二課

(第一課の分掌事務)

第三条 第一課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (一) 公印の管守に関する事。
- (二) 職員の人事、給与及び厚生に関する事。
- (三) 文書類の收受、発送、登録、編さん及び保存に関する事。
- (四) 物品の管理に関する事。
- (五) 債権の管理に関する事。
- (六) 予算の執行に関する事。
- (七) 前号に掲げるもののほか庶務一般に関する事。
- (八) 情報公開に関する事。
- (九) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第九十九条第四項の規定に基づく定期監査に関する事。
- (十) 法第二百三十三条第二項の規定に基づく決算審査に関する事。
- (十一) 法第二百三十五条の二第一項の規定に基づく出納検査に関する事。
- (十二) 法第二百三十五条の二第二項の規定に基づく指定金融機関等の公金の収納及び支払事務の監査に関する事。
- (十三) 法第二百四十一条第五項の規定に基づく基金の運用状況の審査に関する事。
- (十四) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八条の四第三項に規定する指定金融機関等の検査結果の報告に関する事。
- (十五) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号。以下「財政健全化法」という。)第三条第一項の規定に基づく健全化判断比率の審査に関する事。
- (十六) 第二課の分掌に属しない事務に関する事。

(第二課の分掌事務)

第四条 第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (一) 外部監査人による監査に関する事。
- (二) 法第七十五条第一項の規定に基づく選挙人の直接請求による監査に関する事。
- (三) 法第九十八条第二項の規定に基づく議会の要求による監査に関する事。
- (四) 法第二百五十五条の規定に基づく議会から送付された請願の措置に関する事。
- (五) 法第五十条第一項の規定に基づく内部統制の関係部局との調整に関する事。
- (六) 法第九十八条の三第一項に規定する監査基準に関する事。
- (七) 法第九十九条第二項の規定に基づく監査に関する事。
- (八) 法第九十九条第五項の規定に基づく随時監査に関する事。
- (九) 法第九十九条第六項の規定に基づく知事の要求による監査に関する事。
- (十) 法第九十九条第七項の規定に基づく県が財政援助を与えているもの等の監査に関する事。
- (十一) 法第二百四十二条第一項の規定に基づく住民の請求による監査に関する事。
- (十二) 法第二百四十三条の二第二項又は法第二百四十三条の二の二第三項及び第八項の規定に基づく職員の賠償責任に関する監査及び賠償責任免除についての審査に関する事。
- (十三) 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「地公企法」という。)第二十七条の二第一項の規定に基づく指定金融機関の公金の収納又は支払事務の監査に関する事。
- (十四) 地公企法第三十条第二項の規定に基づく決算審査に関する事。
- (十五) 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)第二十二条の五第三項に規定する出納取扱金融機関等の検査結果の報告に関する事。
- (十六) 財政健全化法第二十二条第一項の規定に基づく公営企業の資金不足比率の審査に関する事。

(事務の調整)

第五条 事務局長は、前二条に規定する分掌事務にかかわらず必要があると認めるときは、第一課の職員を第二課の事務に、第二課の職員を第一課の事務に従事させることができる。

(職制)

第六条 事務局に書記の職として、必要に応じ次の職を置く。

課長

総括副参事

副参事

総括主幹

主幹

主査

主事

専門員

2 前項に規定する職のほか、技能技師を置く。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指導監督する。

4 総括副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

5 副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を掌理する。

6 総括主幹は、事務局長が定める特定の事務を掌理するほか、上司の命を受け、課の所掌事務に係る重要な企画及び立案に従事する。

7 主幹は、上司の命を受け、事務局長が定める特定の事務を掌理する。

8 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

9 主事その他の職員は、上司の命を受け、その事務に従事する。

(職員の証及び職員き章)

第七条 職員は、身分を明確にし、公務の適正な執行を図るため、勤務中常に、職員
の証(第一号様式)を携帯し、及び職員き章(第二号様式)をはい用しななければな
らない。

(服務)

第八条 職員の服務に関しては、前条に定めるもののほか、青森県職員服務規程(昭
和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の適用を受ける職員の例による。

(職務に係る倫理)

第九条 職員の職務に係る倫理に関しては、青森県職員倫理規程(平成十三年三月青
森県訓令甲第五号)の適用を受ける職員の例による。

(任免等)

第十条 職員の任免等の発令事務に関しては、職員の任免等発令事務取扱規程(昭和
三十九年四月青森県訓令甲第十九号)の例による。

(表彰)

第十一条 職員の表彰に際しては、青森県職員表彰規程(昭和二十八年七月青森県訓
令甲第四十五号)の例による。

(被服貸与)

第十二条 職員に係る被服貸与に関しては、青森県監査委員事務局職員被服貸与規程
(平成九年三月二十八日制定)に定めるところによる。

(安全衛生管理)

第十三条 職員に係る安全衛生管理に関しては、青森県職員安全衛生管理規程(昭和
五十二年四月青森県訓令甲第六号)の例による。

(臨時職員の管理)

第十四条 臨時的に任用する職員の管理に関しては、青森県非常勤職員管理要綱及び
青森県臨時的任用職員管理要綱の例による。

(公印の種類等)

第十五条 公印の種類、寸法及び印影は、別表第一のとおりとする。

2 公印は、第一課長が管掌する。

(文書記号等)

第十六条 文書には記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書につ
いては、この限りでない。

2 文書記号は、「青監査」とし、その番号は、年間を通じて一連番号とする。

3 文書の分類及び保存期間は、別表第二のとおりとする。

(文書の取扱い等)

第十七条 公印、文書の取扱い、行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保
存、利用等に関しては、前二条に定めるもののほか、青森県文書取扱規程(平成二
十五年九月青森県訓令甲第十七号)の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第一 (第十五条関係)

公印の種類	(ミリメートル法)	印影
青森県代表監査委員印	方二十三	青森県監査委員印
青森県監査委員印	方二十	青森県監査委員印
青森県監査委員事務局長印	方二十	青森県監査委員事務局長印
青森県監査委員事務局印	方二十	青森県監査委員事務局之印

別表第二 (第十六条関係)

文書の分類及び保存期間

大分類	中分類	番号	小分類 (簿冊等)	保存期間	歴史公文書		
A共通	1 一般	1	事務分担表	1			
		2	照会・回答文書	1			
		3	監査事務執行状況に関する調査関係	3			
		4	復命書 (会議・研修・他県調査)	3			
		5	知事及び副知事引継書への提出資料	5			
		6	局長及び課長事務引継書	5	○		
		7	情報資産管理	10			
		8	庶務一般	1			
		2	監査委員	1	委員協議会協議事項原議	5	○
				2	委員協議会記録	5	○
				3	新産業都市建設事業団監事関係	3	
				4	委員の事務引継書	30	○
				5	勤務実績報告書	5	
		3	会議	1	東北六県・北海道監査委員協議会関係	5	
2	東北六県・北海道監査委員事務局長会議関係			5			
3	その他の会議 (担当者プロック会議等)			3			
B監査	1 監査	1	監査通知文	3			
		2	監査実施計画 (年間計画)	5			
		3	定期監査等の実施要領	5			
		4	監査調査書/作成要領	30	○		
		5	監査報告書・復命書 (企業会計含む。)	5			
		6	財政的援助団体等監査復命書	5			
		7	住民監査請求	30	○		
		8	議会の監査請求	30	○		
		9	指定金融機関等監査結果	5			
		10	職員の賠償責任に関する監査	30	○		
		11	選挙人の直接監査請求	30	○		
		12	知事の監査請求	30	○		
		13	北東北三県合同事務所運営協議会監査	5			
		14	監査一般	3			

文書の分類及び保存期間

大分類	中分類	番号	小 分 類 (簿 冊 等)	保存期間	歴史公文書
2 外部 監 査		1	外部監査契約締結に係る意見照会	5	
		2	包括外部監査事務の補助者に係る協議	5	
		3	包括外部監査事務の関係人に係る協議	5	
		4	包括外部監査結果に対する意見提出	5	
		5	包括外部監査の結果に関する報告及び公表	30	○
		6	外部監査一般	3	
3 報 告 ・ 公 表 等		1	監査の結果に関する報告及び公表	30	○
		2	監査の結果に関する通知 (講評文含む。)	5	
4 特 定 行 政 監 査		1	特定行政監査の結果に関する通知、報告及び公表	30	○
		2	特定行政監査一般	3	
C 審 査 1 審 査		1	歳入歳出決算審査意見書	30	○
		2	基金運用状況審査意見書	30	○
		3	公営企業会計決算審査意見書	30	○
		4	財政健全化審査意見書	30	○
		5	審査資料	3	
		6	審査実施計画	5	
D 検 査 1 現 金 出 納		1	例月出納検査の事前検査の結果報告	5	
		2	例月出納検査結果報告	5	
		3	例月出納検査日文书綴	1	
		4	指定金融機関等の検査結果	5	
2 財 務 事 務		1	執行状況自己検査結果報告書	3	
		2	アクションプラン (実施計画、中間報告、実績報告)	3	
		3	財務事務検査一般	3	

文書の分類及び保存期間

大分類	中分類	番号	小 分 類 (簿 冊 等)	保存期間	歴史公文書
E 文 書	1 文 書 収 発	1	文書管理簿	1	
		2	親展文書等管理簿	1	
		3	令達番号簿	5	
		4	親展文書等配布簿	1	
		5	書留郵便物・金券等配布票	1	
		6	文書収発一般	1	
		2 情 報 公 開	1	行政文書開示	5
3 個 人 情 報	1	個人情報取扱事務登録簿	30	○	
	2	個人情報開示	5		
	3	口頭による開示請求等に係る個人情報の指定 (告示)	30		
	4	個人情報訂正等	5		
4 苦 情 の 申 出	1	不服申立て	30		
	2	個人情報正申出	5		
	3	苦情の申出	5		
	4	各種処理簿	30		
	5	個人情報一般	3		
	6	文書の分類及び保存年限	30	○	
	7	文書件名目録	30		
	8	保存 (廃棄) 文書目録	30	○	
	9	整理保管保存一般	3		
5 法 規	1	青森県監査委員に関する条例	30	○	
	2	青森県監査委員処務規程	30	○	
	3	青森県監査委員事務局の組織等に関する規程	30	○	
	4	青森県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程	30	○	
	5	青森県監査委員の権限に属する事務の一部を補助執行させる規程	30	○	
	6	青森県監査委員事務局専決代決規程	30	○	
	7	青森県監査委員事務局職員被服貸与規程	30	○	

※知事部局の例による。

※一部該当

※一部該当

※一部該当

文書の分類及び保存期間

大分類	中分類	番号	小分類 (簿冊等)	保存期間	歴史公文書	
F 人 事	1 栄典・表彰等	1	叙勲候補者カード・功績調書	30	○	
		2	全監連表彰	30	○	
		3	その他の表彰	30	○	
		4	栄典・表彰等一般	3		
		1	給料(昇給・昇格)	10		
		2	給与一般	5		
		3	退職手当支給関係	5		
		6 規 例	1	青森県監査委員監査基準	30	○
			2	青森県監査委員監査事務処理要綱	30	○
			3	書面監査実施要領	30	○
			4	出納検査の事前検査事務処理要領	30	○
			5	財政的援助団体等の監査実施要領	30	○
			6	青森県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査表 施要領	30	○
			7	青森県公営企業会計決算審査実施要領	30	○
			8	定期監査結果の処理区分基準	30	○
			9	青森県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱	30	○
10	住民監査請求事務処理要領		30	○		
11	青森県監査委員が取り扱う個人情報保護等に関する事務取扱要綱	30	○			
12	青森県監査委員事務局職員旧姓使用取扱要綱	30	○			
13	健全化判断比率及び資金不足比率審査実施要領	30	○			
14	行政監査方針	30	○			
15	一般行政監査の処理区分基準	30	○			
16	青森県監査委員事務局職員の再就職に関する取扱要綱及び同運用	30	○			


文書の分類及び保存期間

大分類	中分類	番号	小分類 (簿冊等)	保存期間	歴史公文書
3 服 務	人事記録	1	有給休暇承認願簿、年次休暇届出簿	3	
		2	旅行命令(依頼)簿	3	
		3	職員の事故報告書	30	
		4	職務専念義務免除承認綴	3	
		5	懲戒処分	30	
		6	分限処分	30	
		7	週休日の振替等命令簿、代休日指定簿	3	
		8	復命書	3	
		9	特定事業主行動計画	5	
		10	時間外勤務管理	3	
		11	服務一般	3	
4 人 事 記 録	臨時職員	1	職員調書	3	
		2	職員の人事に関する綴	30	○
		3	履歴書(転、退職者含む。)	30	○
		4	組織及び職員配置に関する綴	30	○
		5	職員の記の台帳	5	
		1	期限付臨時職員任免関係	10	
		2	臨時職員関係一般(通知文等)	3	
6 安全衛生管理	安全衛生管理	1	定期健康診断結果集計表	5	
		2	人間ドック、胃腸病検診等綴	3	
		3	衛生推進者・衛生管理員の選任	3	
7 共済組合・互助会	共済組合・互助会	1	共済組合・貸付	3	
		1	青森県職員研修	10	
8 研 修	研修	2	自治大学校研修	10	
		3	東北自治大学校研修	10	
		4	局内研修	5	
		5	研修参考資料	5	
		6	復命書	3	
		7	研修一般	3	

文書の分類及び保存期間

大分類	中分類	番号	小分類 (簿冊等)	保存期間	歴史公文書
G財政	1 県議	1 議会	1 議会一般、資料	3	
			2 予算要求書	5	
			3 歳入・歳出予算経理表	3	
H出納	1 収入	1 1	調定票 (消滅時効が5年を超えるもの)	10	
		2 2	調定票 (消滅時効が5年を超えるもの)	5	
		3 3	収入内訳表	3	
		4 4	収入内計表	1	
		5 5	収入内 (消滅時効が5年を超えるもの)	10	
		6 6	収入内 (消滅時効が5年を超えるもの)	5	
		1 1	支出負担行為内 (消滅時効が5年を超えるもの)	10	
		2 2	支出負担行為内 (消滅時効が5年を超えるもの)	5	
		3 3	支出命令票 (命令機関保管用)	10	
		4 4	(消滅時効が5年を超えるもの)		
		5 5	支出命令票 (命令機関保管用)	5	
		6 6	(消滅時効が5年を超えるもの)		
		5	支出内訳表	3	
		6	返納票	10	
		1	更正票	5	
		1	前渡資金精算書	5	
		1	歳入・歳出決算書	3	
I物	1 管	1 1	重要物品増減及び現在高報告書	3	
		2 2	重要物品の取得・異動・修正通知関係綴	3	
		3 3	備品供用票	3	
		4 4	図書供用簿	3	
		5 5	絵画整理簿 (美術品)	3	
		6 6	郵便切手受払簿	1	
		7 7	消耗品供用簿	1	
		8 8	ICカード出納簿	1	

第一号様式 (第七条関係)

裏面		表面									
<p>第 号</p> <p>写真添付</p> <p>契印</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、青森県監査委員事務局職員であることを証明する。</p> <p>交付年月日 年 月 日</p> <p>青森県代表監査委員 印</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>検印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所属</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項	検印	所属		職		現住所		<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本証は、勤務中常に携帯すること。 2 公印および契印のないものは無効とする。 3 本証の記載事項に変更があった場合は、すみやかに訂正または書換えを受けること。 4 本証を紛失または、き損したときは、再交付を受けること。 5 職員の身分を失ったときは、直ちに本証を返還すること。 	 <p>職員の証</p>
事項	検印										
所属											
職											
現住所											
		8.5 cm	6 cm								

第二号様式(第七条関係)

表面



(注) 配色は、黒地色に外縁及び監の字を金色で浮かす。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円